

令和6年度循環利用システム構築支援事業 募集要領

1. はじめに

県では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指し、令和3年3月に「第4次青森県循環型社会形成推進計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定して循環型社会の実現に向けた取組を推進しています。

本県は、食品廃棄物の再生利用率が全国に比べて低い状況となっているほか、毎年大量に発生するホタテ養殖残渣など、本県特有の廃棄物の循環利用に課題を抱えている状況にあります。

本支援事業は、これらの廃棄物の循環利用に課題を抱える市町村や事業者団体等（以下「市町村等」という。）に対して、アドバイザーの派遣、関係主体による検討会の開催支援などを行い、廃棄物の循環利用促進に向けたシステム（以下「循環利用システム」という。）の構築を目指すものです。

本公募は、支援事業の対象となる市町村等（「2.本支援事業の内容」(3)参照）を選定するものであり、選定された市町村等には、県が別途契約した「令和6年度循環利用システム構築支援業務」の請負事業者（以下「業務請負事業者」という。）と連携し、循環利用システムの構築に取り組んでいただくものです。なお、今回採択された事業に対しては、令和6年度から令和8年度までの間、継続して支援する予定としています。

2. 本支援事業の内容

(1) 本支援事業の支援対象

以下の2つのテーマについて、廃棄物等の循環利用に取り組む事業を支援対象とします。なお、本テーマと合わせてそれ以外の廃棄物の循環利用に取り組む事業も支援対象とします。

テーマ①：スーパー・飲食店から排出される調理くず・残飯等

テーマ②：地域によって大量に発生する循環資源（ホタテ養殖残渣など）

※ いずれも青森県内で発生する廃棄物に限ります。

(2) 支援対象の決定方法

本支援事業において循環利用システム構築を支援する事業（以下「支援対象事業」という。）は、「3.応募方法等」に基づき応募された事業の中から、各テーマ1件ずつ程度、合計で2件程度を県が設置する審査委員会を経て決定します（「5. 選定方法・基準等」参照）。

(3) 本支援事業の応募対象者

応募対象者は市町村や事業者団体、事業者を原則とします。ただし、複数の市町村や事

業者等が共同で応募しても差し支えありません。

(4) 本支援事業による支援内容

県は、採択された支援対象事業の応募者（以下「事業実施者」という。）の要望に応じて、以下に関する支援を行います。なお、詳細な支援内容は、県、業務請負事業者、事業実施者の協議の上で決定します。また、事前調査、アドバイザーの派遣、検討会の開催に係る費用は、本支援事業で負担いたします（事業実施者の人件費、旅費を除く）。

- ・ 業務請負事業者による事前調査（廃棄物発生量の推計・把握、連携が必要な市町村・事業者団体・事業者等との調整、先進事例の調査・視察、循環利用システム構築に当たって必要となる手続き・国等による支援制度の調査等） ※事業実施者による事前調査同行は自己負担
- ・ 循環利用方法の検討等を支援するアドバイザーの派遣
- ・ 関係主体による検討会の開催（循環利用システムの方針、実証試験の方法などを検討する検討会における進行、資料作成等）

なお、採択された支援対象事業に対しては、令和6年度から令和8年度までの間、継続して支援する予定であり、次年度以降は実証試験及び効果検証の実施支援も予定しています。

(5) 本支援事業（令和6年度）の実施期間

選定結果の通知後から令和7年3月19日（水）まで

3. 応募方法等

(1) 応募方法

(ア) 応募書類

- ・ 参加表明書（別添様式1を活用してください。）
- ・ 事業計画書（別添様式2を活用してください。）
- ・ 応募者の概要が分かる資料（会社案内や組織体制等） ※市町村を除く。
- ・ 直近2期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）又はそれに類するもの ※市町村を除く。

(イ) ファイル形式

- ・ 電子媒体（PDF版）で提出してください。

(ウ) 提出方法

- ・ (ア)に掲げる応募書類を電子メール（下記期限必着）で提出してください。
- ※ 郵送、FAX 及び持ち込みによるご提出は受付いたしません。また、書類に不備がある場合、又は期限までに書類を提出できない場合は、当該応募書類は無効とします。

(エ) 提出期限

- ・ 参加表明書提出：令和 6 年 8 月 16 日（金）17 時まで
- ・ 応募書類提出期限：令和 6 年 8 月 30 日（金）17 時まで

(2) 提出先及び問い合わせ先

〒030-8570 青森市長島 1-1-1 青森県庁舎北棟 7 階
青森県 環境エネルギー部 環境政策課 循環型社会推進グループ 主査 二瓶
TEL：017-734-9249 FAX：017-734-8065
電子メール：kankyo@pref.aomori.lg.jp
(電子メール送信の際は、件名を「循環利用システム構築支援業務について」としてくだ
さい。)
本支援事業に対する問合せ対応時間：土日祝日を除く下記の時間
8 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 00 分

(3) 応募書類の取扱い

- (ア) 提出期限後の応募書類の変更、差替、再提出は認めません。
- (イ) 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (ウ) 県は、必要に応じて追加資料の提出を求めることができます。
- (エ) 応募書類に使用する言語は日本語とします。
- (オ) 応募者は、応募書類の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみな
します。
- (カ) 提出された応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、印刷を行います。
- (キ) 応募書類等に著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利
の対象となっているものを使用した場合において、その結果、生じた責任は応募者
が負うものとします。
- (ク) 応募書類の提出は、1 者につき 1 案とします。ただし、連携団体として複数の応募
に携わることは差し支えありません。

4. 応募条件

以下の要件を全て満たしていること（地方公共団体を除く。）。

- (ア) 国又は地方自治体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）
に基づく手続きを行っている者でないこと。
- (ウ) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）
や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団（暴力団員による不当な
行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力

- 団をいう。)若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。
- (エ) 法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していない者であること。
- (オ) 当該業務を円滑に遂行するために必要な執行能力や経営基盤を有していること。

5. 選定方法・基準等

(1) 選定方法

支援対象事業は、令和6年9月中旬を目処に開催を予定する審査委員会において、(2)の選定基準に基づき選定します。審査は原則、書面審査で行いますが、選定過程において、応募者にヒアリングや追加資料の提出等を求める場合があります。

(2) 選定基準

支援対象事業の選定に当たっては、以下の観点から評価します。

(ア) 事業の有効性

- ・ 廃棄物の循環利用促進に資するものか。
- ・ 環境負荷低減効果(資源の有効活用・温室効果ガス排出の削減等)が見込まれるか。

(イ) 事業の具体性・実現可能性

- ・ 事業計画(スケジュール等)が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・ 事業の成果目標が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・ 関係主体との協力や連携が図られているか、又は、図ることが具体的に計画されているか。
- ・ 事業推進体制が整えられているか。

(ウ) 事業の継続性・発展性・波及性

- ・ 本支援事業終了後、継続して実施されることが見込まれるものか(必要なコストが考慮されているか)。
- ・ 本支援事業終了後、さらなる発展や他の地域・団体等への展開・波及が見込まれるか。

(3) 選定結果

審査終了後、速やかに応募者に通知します。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けません。

6. その他(注意事項等)

- ① 支援対象事業として採択された場合、応募者は事業実施者として、県及び業務請負事業者と連携し、事業内容の詳細を打ち合わせた上で事業を開始することとなります。進捗管理、分析、実施報告等に必要な書類・データ等は、業務請負事業者の案内に従って提出してください。

- ② 事業の進捗に応じ、県への報告等を別途求める場合があります。併せて、必要に応じて、本支援事業により開催する検討会（令和6年度内に3回程度を予定）への出席及び同検討会に向けた資料・データの提供、事業内容の説明等を求めます。
- ③ 支援対象事業となった場合であっても、事業の進捗状況、県への報告内容等から事業計画に基づく事業の実施が困難と認められた場合は、採択が取消しとなる場合があります。
- ④ 本支援事業はその成果を広く発信することを通して、他の地域・団体等への展開・波及を期待するものです。このため、事業実施者は、事業終了後も含め、県からの要請に応じて事業成果の外部発信に御協力いただきます。
- ⑤ 本支援事業終了後、事業成果のフォローアップ（事業終了後の取組状況の確認）等のため、ヒアリング等により県への報告を求める場合があります。